

気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第11号

2014年12月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

和歌山県下9市の消費者行政担当窓口の訪問活動をおこない、消費者行政の現状や今後の課題などについて行政担当者との懇談を行いました。



岩出市(11/11)

広報紙誌やウェブサイトへの啓発特集ページ掲載、敬老会・成人式等対象者へ啓発チラシ配布、民生委員総会、市政懇談会で啓発物資の配布をしています。



紀の川市(11/11)

専門相談員や消費者団体による出前講座、国民生活センター、県消費生活センターからの情報を市ホームページに掲載、啓発グッズを各戸配布や、地域巡回バスの車体へ周知用マグネットシートを添付しています。



橋本市(11/7)

個人や、市と協働して啓発や見守り活動をしてくれる新しい担い手を養成する為の事業を実施し、市内全域において、委託事業や自主事業で地道な啓発も続けています。



和歌山市(11/13)

今年度も、市報へ毎月記事掲載に努め、市民への啓発を重点的に行っています。民生委員の協力を得て高齢者在宅訪問時に20000世帯に啓発チラシの配布を行いました。

消費者行政 ヒアリング調査

期間：2014年11月7日～
2014年11月21日



新宮市(11/21)

新宮市情報誌(買い物お助け協力店)などの発行(3000部)、地域ぐるみで高齢者への見守り、啓発活動を行っています。



海南市(11/17)

市広報誌、ホームページに掲載。イベント時や、高齢者と接する時には、啓発チラシの配布をしています。



有田市(11/17)

市報への掲載、市ホームページ、相談窓口周知のための物資を全戸配布をしています。

御坊市(11/11)

地域包括支援センターなどとの連携、相談窓口の周知活動、出前講座の開催などを行っています。和歌山県主催の小中学生対象の消費学習講座を本市で開催しました。



田辺市(11/12)

消費者啓発講座、広報誌、ホームページ、啓発チラシを全戸配布、市内施設への啓発資料配置などを行っています。

和歌山市との意見交換会をおこないました!

消費者行政ヒヤリング調査として11月13日にわかやま市民生協本部組合員ホールにて、和歌山市市民生活相談室センターの中村センター長、消費者行政担当職員の方をお招きし、和歌山市の消費者行政の取り組み状況報告をして頂き、消費者ネットワークからも世話人代表含め3名、わかやま市民生協からは地域理事を含め11名の参加があり、消費者被害にあわないための啓発活動の取り組み状況の意見交換会を行いました。



『和歌山市では、相談窓口の周知啓発として、市管轄の幼稚園、保育所、小中高校の教員あて、啓発冊子の配布や、和歌山市の教育機関向けの啓発講座（教育パワーアップ!）出前講座』を市内中学校の家庭科の授業の場を借り、消費者教育の取り組みをされているそうです。



（バスラッピング広告の1例です。）



消費者啓発講座を開催しました!

消費者ネットワークわかやまでは9月～12月にかけて4ヶ月連続で消費者啓発講座を開催しました。4会場で39の方が参加しました。

テーマ：『消費者被害にあわないための最新情報』

～ 参加者の声 ～

- ・手口が巧妙している中、いろんな対応策を聞いて良かったです。講演中何度も、講師の方が言われていたように、今日聞いたお話を、周りの人に伝えていきます。
- ・明日は、わが身におこるかもしれないトラブル！おいしい話はそうないのだから、話にのらないようにする事と分かりました。
- ・実家がお店をしているので、事業者間トラブルにはクーリングオフが出来ないことを教えてあげようと思いました。



9.10
紀ノ川会場



10.8
新宮会場



12.3
和歌山市会場



11.12
田辺会場



KC's の差止活動報告



適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の検討内容について、意見書を提出しました。

消費者裁判手続特例法を担う特定適格消費者団体が、被害回復関係業務を適正に行うため、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針(ガイドライン)等が策定されます。このガイドラインの在り方について検討を行うため、消費者庁が標記検討会を設置しています。

この検討会に消費者庁から、指針の考え方が提案されています。その内容は、適格消費者団体の実状とかけ離れており、現在の検討状況は適格消費者団体に人的、財政的、事務的に更なる負担を増大させるものであり、新制度を継続的に担っていくことが可能であるのか懸念があります。また、新制度を利用する消費者の視点からも手続的に負担が大きい事が予想され、これでほんとうに泣き寝入りをなくす制度になるかという危惧があります。そのため、このままでは新制度の趣旨が損なわれかねないと考えられる特に重要な問題点として全適格消費者団体の意見が一致した点についての意見書を2014年11月11日付で検討会座長・委員・消費者庁長官等に提出しました。

消費者ネットワークわかやま

入場無料
申込不要

第5回総会・記念企画のお知らせ

とき 2015年4月25日(土) 13:00~15:30

ところ 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4Fホール

第1部：13:00~13:30 第5回総会

第2部：14:00~15:30 記念講演

記念講演：『笑って学ぶ消費者トラブル対処法』

桂 こけ枝 (落語家/劇団786 桂 こけ枝一座座長)



ますます巧妙な手口が増えている消費者被害！

落語家のお話ですので、笑って楽しく消費者トラブルの学習をして頂けます。

第2回公開学習会のお知らせ!

参加費無料

NPO法人：消費者サポートネット和歌山・消費者ネットワークわかやま 共催

消費者裁判手続き特例法について

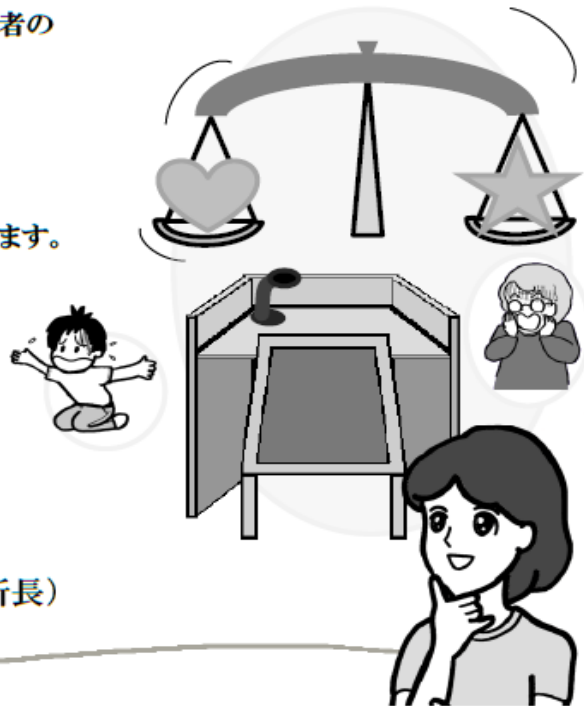
<内容>

この制度ができれば、泣き寝入りしていた被害者の損害回復が容易に実現されます。
今回のセミナーではこの制度について大阪大学演劇部による漫才とコントを通じて具体的にどのような場合の消費者被害が集団的に回復されるのかをイメージしてもらい制度の中身についての理解を深めていただけます。

寸劇： **ちゃうかちゃん**
(阪大演劇部の学生さん)

解説： **岡 正人弁護士**

制度説明： **上村 英之氏**
(和歌山県消費生活センター所長)



○日時：平成 27年1月31日(土) 14時～16時

○場所：和歌山ビッグ愛12F 1201、1202
(和歌山市手平2丁目1-2)

○参加費：無料 定員：100名

お申込み(名前・連絡先明記)・お問い合わせは下記宛てに
メールアドレス: npo.csw@gmail.com
FAX: 073-424-3467
定員オーバー時のみ連絡します。



ご記入いただいた個人情報、緊急時のご連絡以外に使用することはありません。

お申込みをお待ちしてまーす!!

【お問い合わせ】
消費者ネットワークわかやま 事務局
Tel: 073-474-1124 まで